

指定通所介護
介護予防通所サービス（総合事業）

デイサービスすまあと ACE 運営規程

デイサービスすまあと ACE 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社神戸在宅リハビリテーション事業団が設置する「デイサービスすまあと ACE」（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護事業所、指定介護予防通所サービス（総合事業）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員が、要介護状態（要支援状態）にある利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1. 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
指定介護予防通所サービス（総合事業）の提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所へ情報の提供を行う。
6. 前5項のほか、「神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月20日神戸市条例第28号）、「神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱」（平成29年1月1日神戸市保健福祉局長決定）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスすまあと ACE
- (2) 所在地 兵庫県神戸市北区山田町小部字宮ノ前 1-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の種類、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護従事者

生活相談員 1名以上
介護職員 4名以上
機能訓練指導員 2名以上
看護職員 2名以上

通所介護従事者は、指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

介護職員は、指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の業務に当たる。

看護職員は、利用者の健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。但し、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) 単位ごとのサービス提供時間は次の通りである。

1単位目 9:15～16:30

2単位目 9:15～12:25

3単位目 13:20～16:30

- (4) 天変地異による災害時等は、利用者の安全を優先して休業となる場合もあります。

(指定通所介護、指定介護予防サービスの利用定員)

第7条 事業所の同時利用定員は20名である。また、単位ごとのサービス利用定員は次の通りである。

1単位目 20名

2 単位目 10 名

3 単位目 10 名

(指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の内容)

第 8 条 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 健康チェック
- (2) 機能訓練
- (3) 生活指導（相談・援助等） リラクゼーション
- (4) 送迎
- (5) アクティビティなど、その他関連するサービスを行う

(利用料等)

第 9 条 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて送迎を行った場合は、送迎に要する費用を徴収する。

片道 1km まで 50 円

以降 1 km を増すごとに 50 円

3. レクリエーションの提供に関する費用については、実費分を徴収する。
4. おむつ代については、200 円を徴収する。
5. その他、指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業において提供される便宜のうち、日常生活に於いても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
6. 前 5 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
7. 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供の開始に際し、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
8. 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
9. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、神戸市北区・須磨区の一部とする。詳細な実施地域（送迎地域）は下記のとおりである。

北区：

ひよどり台	ひよどり台北町	ひよどり台南町	山田町藍那	星和台	鳴子
君影町	南五葉	北五葉	中里町	鈴蘭台北町	
鈴蘭台北町	鈴蘭台南町	鈴蘭台西町	鈴蘭台東町	惣山町	
泉台	甲栄台	松宮台	若葉台	大脇台	
筑紫が丘	緑町	広陵町	小倉台	桂木	
大原	日の峰	松が枝町	青葉台	柏尾台	

須磨区：

白川台	東白川	若草町
-----	-----	-----

(衛生管理等)

第 11 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者は指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供を受ける際は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

なお、受診や入院に際しては、神戸市の事故報告受付用入力フォームより入力し、神戸市へ報告を行う（以下、参照）

事故報告受付用 入力フォーム：介護保険及び老人福祉施設等事業者における事故報告・高齢者虐待（疑い）報告

https://a4f55249.form.kintoneapp.com/public/bb3165932a626b50271fdf0897cb82e061115a_dc715a4a0bb29cfe6f25b5d5a3

- 3 利用者に対する指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に関しては、マニュアルによるものとし、毎年定期的に、避難、救助、その他必要な訓練を行う。

事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に従業員に周知するものとする。

- 2 事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体について従業員及び利用者へ周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年 2 回行うものとする。
- 3 指定通所介護事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、本市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。
- 4 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。
- 5 指定通所介護事業者は、第 2 項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて移設防災計画の見直しを行うものとする。
- 6 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関への入院し、又は社会福祉施設等への入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

(苦情処理)

第 15 条 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業に関し、法第 23 条〔法第 115 条の 45 の 7〕の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第 19 条 指定通所介護の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、自治会への入会を行う。

(従業者の研修等)

第 20 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内に接遇研修を行う
- (2) 継続研修 年 1 回 技術研鑽等を目的とした研修会・勉強会に参加する

(記録の整備)

第 21 条 本事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- 2 本事業所は、利用者に対する指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(衛生管理、感染症対策等)

第22条

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回開催するに実施するとともに。その結果について、従業員に周知する。
- (4) 事業所において、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備を行う。
また、従業員に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(虐待防止に関する事項)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行う
- (3) 虐待を防止するための従業員に対する研修の定期的な実施を行う
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置する
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を講じる

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

なお、神戸市への通報は、第10条第2項に記載した、事故報告受付用 入力フォームより行うものとする。

(事業継続（BCP）に向けた取り組み)

第24条

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び介護予防通所サービスを継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下、「事業継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い、必要な措置を講じる。
- (2) 事業者は、事業継続に向け、委員会を設置し、従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 25 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、株式会社 神戸在宅リハビリテーション事業団と【デイサービスすまあと ACE】の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する